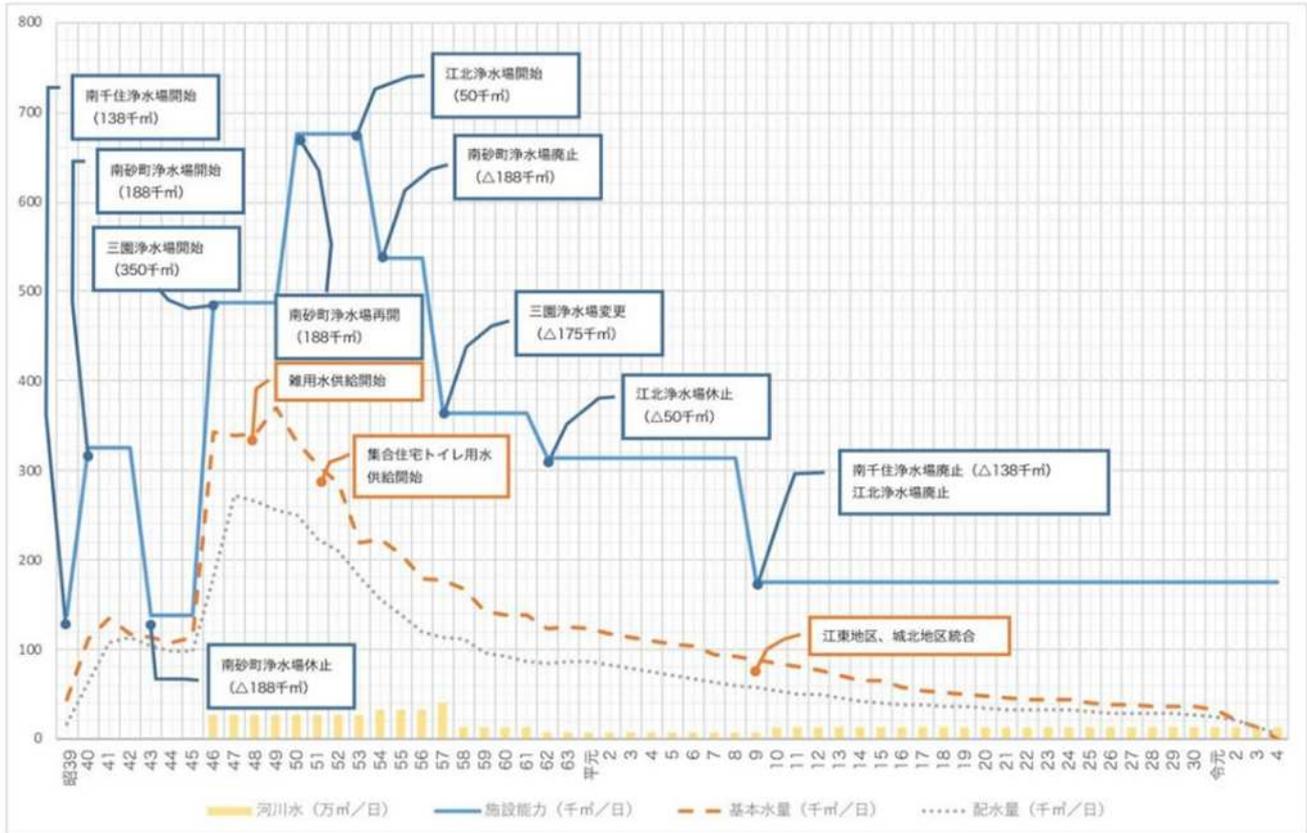


「東京近代水道 125年史」正誤表

頁数	項目	修正内容																																																																																																																																																																	
P5, 175, 176, 177	「安全でおいしい水プロジェクト」基本方針の名称	誤	安全でおいしい水プロジェクト基本方針																																																																																																																																																																
		正	「安全でおいしい水プロジェクト」基本方針 (抜粋)																																																																																																																																																																
P8, 9	「木樋」、「樋線」のルビ	誤	とい とい 「木 樋」、「 樋 線」																																																																																																																																																																
		正	ひ ひ 「木 樋」、「 樋 線」																																																																																																																																																																
P12	項目タイトルの数字表記	誤	第一水道拡張事業第2期工事																																																																																																																																																																
		正	第一水道拡張事業第2期工事																																																																																																																																																																
P44	高度浄水施設の名称	誤	「高度浄水処理施設」																																																																																																																																																																
		正	「高度浄水施設」																																																																																																																																																																
P46	環境計画の名称	誤	「東京都水道局環境計画 2020-2024」																																																																																																																																																																
		正	「東京都水道局環境5か年計画 2020-2024」																																																																																																																																																																
P108	施設能力の推移	誤	【表中、杉並、令2～の欄】 0																																																																																																																																																																
		正	【表中、杉並、令2～の欄】 —																																																																																																																																																																
P133	工業用水道事業の推移	誤	【表の単位】(単位：万m ³ /日) 【表中、平成元年～9年の河川水の数値】 7.8 【グラフ】本表末に掲載																																																																																																																																																																
		正	【表の単位】(単位：河川水(万m ³ /日)、その他(千m ³ /日)) 【表中、平成元年～9年の河川水の数値】 12.2 【グラフ】本表末に掲載																																																																																																																																																																
P140	地下水揚水量と地盤沈下の推移	誤	【表中、項目名】使用水量																																																																																																																																																																
		正	【表中、項目名】使用水量 (m ³)																																																																																																																																																																
P141	料金の推移【上水】	誤	<p>【平成6・6・1適用分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月</th> <th rowspan="2">呼び径</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="7">需要区分及び料金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="7">従量料金</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1～5m³</th> <th>6～20m³</th> <th>21～30m³</th> <th>31～100m³</th> <th>101～200m³</th> <th>201～1,000m³</th> <th>1,001m³以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6</td> <td>13mm</td> <td>920円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="12"> 1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m³以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m³までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。 </td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>20mm</td> <td>1,230円</td> <td>0円</td> <td>1m³につき130円</td> <td>1m³につき175円</td> <td>1m³につき215円</td> <td>1m³につき300円</td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>25mm</td> <td>1,520円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>30mm</td> <td>3,420円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき215円</td> <td>1m³につき300円</td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>40mm</td> <td>6,850円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>50mm</td> <td>20,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>75mm</td> <td>45,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>100mm</td> <td>94,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>150mm</td> <td>159,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>200mm</td> <td>342,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>250mm</td> <td>468,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>300mm以上</td> <td>798,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例</td> <td>公衆浴場用</td> <td>一般に同じ 40mm以上は6,850円</td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき109円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成17・1・1適用分、摘要欄】 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m³までの従量料金は100分の105(平成26(2014)年6月分からは100分の108、令和元年(2019)12月分からは100分の110)を乗じて得た額を申請により免除している。</p>	年月	呼び径	基本料金	需要区分及び料金							摘要	従量料金										1～5m ³	6～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ 以上		平成6	13mm	920円								1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。	平成6	20mm	1,230円	0円	1m ³ につき130円	1m ³ につき175円	1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	25mm	1,520円								平成6	30mm	3,420円				1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	40mm	6,850円								平成6	50mm	20,700円						1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	75mm	45,600円								平成6	100mm	94,500円								平成6	150mm	159,000円							1m ³ につき415円	平成6	200mm	342,000円								平成6	250mm	468,000円								平成6	300mm以上	798,000円								条例	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は6,850円	0円						1m ³ につき109円
		年月	呼び径				基本料金	需要区分及び料金							摘要																																																																																																																																																				
従量料金																																																																																																																																																																			
			1～5m ³	6～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ 以上																																																																																																																																																										
平成6	13mm	920円								1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。																																																																																																																																																									
平成6	20mm	1,230円	0円	1m ³ につき130円	1m ³ につき175円	1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	25mm	1,520円																																																																																																																																																																	
平成6	30mm	3,420円				1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	40mm	6,850円																																																																																																																																																																	
平成6	50mm	20,700円						1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	75mm	45,600円																																																																																																																																																																	
平成6	100mm	94,500円																																																																																																																																																																	
平成6	150mm	159,000円							1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	200mm	342,000円																																																																																																																																																																	
平成6	250mm	468,000円																																																																																																																																																																	
平成6	300mm以上	798,000円																																																																																																																																																																	
条例	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は6,850円	0円						1m ³ につき109円																																																																																																																																																										
正	<p>【平成6・6・1適用分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月</th> <th rowspan="2">呼び径</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="7">需要区分及び料金</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th colspan="7">従量料金</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1～10m³</th> <th>11～20m³</th> <th>21～30m³</th> <th>31～100m³</th> <th>101～200m³</th> <th>201～1,000m³</th> <th>1,001m³以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6</td> <td>13mm</td> <td>920円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="12"> 1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m³以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m³までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。 </td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>20mm</td> <td>1,230円</td> <td>0円</td> <td>1m³につき130円</td> <td>1m³につき175円</td> <td>1m³につき215円</td> <td>1m³につき300円</td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>25mm</td> <td>1,520円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>30mm</td> <td>3,420円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき215円</td> <td>1m³につき300円</td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>40mm</td> <td>6,850円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>50mm</td> <td>20,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき375円</td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>75mm</td> <td>45,600円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>100mm</td> <td>94,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>150mm</td> <td>159,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき415円</td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>200mm</td> <td>342,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>250mm</td> <td>468,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6</td> <td>300mm以上</td> <td>798,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例</td> <td>公衆浴場用</td> <td>一般に同じ 40mm以上は6,850円</td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1m³につき110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成17・1・1適用分、摘要欄】 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m³までの従量料金は100分の105(平成26(2014)年6月分からは100分の108、令和元(2019)年12月分からは100分の110)を乗じて得た額を申請により免除している。</p>	年月	呼び径	基本料金	需要区分及び料金							摘要	従量料金										1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ 以上		平成6	13mm	920円								1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。	平成6	20mm	1,230円	0円	1m ³ につき130円	1m ³ につき175円	1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	25mm	1,520円								平成6	30mm	3,420円				1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	40mm	6,850円								平成6	50mm	20,700円						1m ³ につき375円	1m ³ につき415円	平成6	75mm	45,600円								平成6	100mm	94,500円								平成6	150mm	159,000円							1m ³ につき415円	平成6	200mm	342,000円								平成6	250mm	468,000円								平成6	300mm以上	798,000円								条例	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は6,850円	0円						1m ³ につき110円		
年月	呼び径				基本料金	需要区分及び料金							摘要																																																																																																																																																						
		従量料金																																																																																																																																																																	
			1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～100m ³	101～200m ³	201～1,000m ³	1,001m ³ 以上																																																																																																																																																										
平成6	13mm	920円								1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場の1か月当たり10m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯・母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金は100分の103(平成9(1997)年6月分からは100分の105)を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したとき月の使用日数が15日以内の場合、基本料金は、1か月分の2分の1の額とする。																																																																																																																																																									
平成6	20mm	1,230円	0円	1m ³ につき130円	1m ³ につき175円	1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	25mm	1,520円																																																																																																																																																																	
平成6	30mm	3,420円				1m ³ につき215円	1m ³ につき300円	1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	40mm	6,850円																																																																																																																																																																	
平成6	50mm	20,700円						1m ³ につき375円	1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	75mm	45,600円																																																																																																																																																																	
平成6	100mm	94,500円																																																																																																																																																																	
平成6	150mm	159,000円							1m ³ につき415円																																																																																																																																																										
平成6	200mm	342,000円																																																																																																																																																																	
平成6	250mm	468,000円																																																																																																																																																																	
平成6	300mm以上	798,000円																																																																																																																																																																	
条例	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は6,850円	0円						1m ³ につき110円																																																																																																																																																										

頁数	項目	修正内容																												
P141	料金の推移 【工水】	誤	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <tr> <td>集合住宅</td> <td>1戸当り1か月127円</td> <td>第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。</td> </tr> </table> <p>※消費税率1.10は令和元(2019)年12月以降適用</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25</td><td>384</td></tr> <tr><td>40</td><td>576</td></tr> <tr><td>50</td><td>2,304</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,688</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,072</td></tr> <tr><td>150</td><td>4,992</td></tr> <tr><td>200</td><td>6,720</td></tr> <tr><td>250</td><td>7,680</td></tr> <tr><td>300</td><td>9,600</td></tr> <tr><td>350</td><td>15,360</td></tr> </tbody> </table>	集合住宅	1戸当り1か月127円	第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。	呼び径 (mm)	料金 (円)	25	384	40	576	50	2,304	75	2,688	100	3,072	150	4,992	200	6,720	250	7,680	300	9,600	350	15,360		
		集合住宅	1戸当り1か月127円	第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。																										
呼び径 (mm)	料金 (円)																													
25	384																													
40	576																													
50	2,304																													
75	2,688																													
100	3,072																													
150	4,992																													
200	6,720																													
250	7,680																													
300	9,600																													
350	15,360																													
正	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <tr> <td>集合住宅</td> <td>1戸当たり1か月127円</td> <td>第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。</td> </tr> </table> <p>※集合住宅の消費税率1.10は令和元(2019)年12月分から適用</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 10px;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25</td><td>384</td></tr> <tr><td>40</td><td>576</td></tr> <tr><td>50</td><td>2,304</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,688</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,072</td></tr> <tr><td>150</td><td>4,992</td></tr> <tr><td>200</td><td>6,720</td></tr> <tr><td>250</td><td>7,680</td></tr> <tr><td>300</td><td>9,600</td></tr> <tr><td>350</td><td>15,360</td></tr> <tr><td>400</td><td>22,080</td></tr> <tr><td>450</td><td>29,760</td></tr> </tbody> </table>	集合住宅	1戸当たり1か月127円	第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。	呼び径 (mm)	料金 (円)	25	384	40	576	50	2,304	75	2,688	100	3,072	150	4,992	200	6,720	250	7,680	300	9,600	350	15,360	400	22,080	450	29,760
集合住宅	1戸当たり1か月127円	第一種基本料率(29円)×4㎡×1.10(消費税) 集合住宅トイレ洗浄用に適用する。																												
呼び径 (mm)	料金 (円)																													
25	384																													
40	576																													
50	2,304																													
75	2,688																													
100	3,072																													
150	4,992																													
200	6,720																													
250	7,680																													
300	9,600																													
350	15,360																													
400	22,080																													
450	29,760																													
P176	「安全でおいしい水プロジェクト」基本方針	誤	「①より安全でおいしい水を供給するために 水道水の質の向上につながるさまざまな施策について、」																											
		正	「①より安全でおいしい水を供給するために 水道水の質の向上につながるさまざまな施策について、」																											
P180	東京都水道事業の事務の委託の廃止に関する協議書	誤	【第1条第2項第4号】断水時の広報連絡給水応急給水並びに前3号に掲げる																											
		正	【第1条第2項第4号】断水時の広報連絡及び応急給水並びに前3号に掲げる																											
P181	東京都水道事業の事務の委託の廃止に関する協議書の実施細則	誤	【第1条第1項第2号】執行に係る収入および支出 【第4条第1項第2号】協議書第1条第2項第1号から第4項																											
		正	【第1条第1項第2号】執行に係る収入及び支出 【第4条第1項第2号】協議書第1条第2項第1号から第4号																											

P133 工業用水道事業の推移 グラフ
(誤)



(正)

